

第2期 特定健康診査・

特定保健指導実施計画を

策定しました

●問い合わせ

保健医療課健康支援室

☎ 53・2111 (内線261・263)

市では、平成20年度から実施してきた第1期特定健康診査・特定保健指導実施計画を見直し、「第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画」を策定しましたのでお知らせします。

特定健康診査・特定保健指導実施計画とは

この計画は、生活習慣病を予防して市民の皆さんの健康寿命の延伸を図るために策定した計画で、第1期計画は平成20年度から平成24年度までの5か年を計画期間としていました。その間、多くの市民の皆さんから特定健診や特定保健指導を受けてもらうために、それぞれに目標値を設定して取り組んできました。

今回、第1期計画の期間が満了となりましたことから、計画を見直し、本年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする「第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画」を策定しました。

多くの人に受診してもらうために

特定健診は、糖尿病など生活習慣病に関する健康診査であり、特定保健指導は、特定健診後、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣の改善に重点をおいた保健指導です。

第2期計画では、第1期計画同様に目標値を定め、その達成に向けて取り組んでいきます。（表・1参照）

また、より多くの市民の皆さんに特定健診および特定保健指導の対象となつた場合に積極的に指導を受けてもらうため、集団健診と個人健診の一部負担金の同額化、特定健診を受けるこ

◆特定健診の対象者の皆さんへ◆

対象者は、40歳～74歳の村上市国民健康保険に加入している人です。

◎特定健診が受けやすくなります

特定健診には、集団健診と個別健診がありますが、今年度から受診の利便性を図るため個別健診の一部負担金の額を引き下げ、集団健診の一部負担金と同額になります。

| | | |
|----------------|---|--------------------------------|
| 【改定前】 | ➡ | 【改定後】 |
| 2,500円(40～74歳) | | 1,500円(40～69歳) 500円(70～74歳) |

◎年に一度は特定健診を受けましょう

生活習慣病（糖尿病や脳卒中、心臓病など）を発症する危険性は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）と深く関わっています。

メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病を予防するには、特定健診を受診することが一番ですので、年に一度は受診しましょう。

◎特定保健指導を積極的に活用しましょう

特定健診の結果、生活習慣の改善が必要とされる人には、特定保健指導が行われます。自身の健康管理のためにも積極的に活用しましょう。



とがでなかつた人への追加健診の実施、対象者全員への受診券の送付などといった取り組みを実施します。

表-1 年度ごとの目標値

| 目標値の項目 | 特定健診受診率 | 特定保健指導実施率 | メタボリックシンドローム該当者および予備群の減少率(※) |
|--------|---------|-----------|------------------------------|
| 平成25年度 | 40% | 46% | 12% |
| 平成26年度 | 45% | 49% | 15% |
| 平成27年度 | 50% | 52% | 18% |
| 平成28年度 | 55% | 55% | 21% |
| 平成29年度 | 60% | 60% | 25% |

(※) は市の指標